

糸満市介護予防・日常生活支援総合事業(配食サービス)実施要領

(目的)

第1条 本要領は、居宅の高齢者等に対しバランスの取れた適切な食事の提供を通じて、栄養状態の改善と安否確認を行うことにより、自立した在宅生活の支援を行うための基本的な方針を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 糸満市介護予防・日常生活支援総合事業(配食サービス)(以下「事業」という。)の実施主体は、糸満市とする。ただし、市長は糸満市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき、事業の一部を適切な事業の実施が確保できると認められる者に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ居住する者
- (2) 居宅要支援被保険者または基本チェックリスト該当者
- (3) 配食による定期的な見守り又は低栄養の予防及び改善を必要とする者
- (4) 自身または同居人等による食事の確保が困難な者
- (5) 介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント(以下、「介護予防プラン」とする。)において、事業の利用を位置づけている者

(事業内容)

第4条 市から委託を受けてサービスを提供する者(以下「サービス事業者」という。)は、介護予防プランに基づき、利用者に弁当を届ける(以下「配食」とする。)

- 2 配食は、1週につき4日以内とし、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、慰霊の日及び12月29日から翌年1月3日までの日に該当する日を除く。)に限る。
- 3 1日の配食の回数は、昼食又は夕食のいずれか1回とする。
- 4 配食の時間は、原則として昼食は10時から正午、夕食は16時から18時とする。
- 5 利用者への配食は原則手渡しで行い、利用者の状態及び安否を確認するものとし、不在等で安否が確認できないときや利用者の心身の状態に異変などがあると認めるときには、利用者の家族等の緊急連絡先、担当する地域包括支援センターへ連絡するとともに、緊急を要するときには、速やかに警察、消防に通報する等必要な措置を講じる。

(弁当の内容等)

第5条 提供する弁当は、主食、主菜及び副菜の組み合わせを基本とする、調理済みの食事とする。

2 弁当の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 普通食は、サービス事業者が通常提供している基本メニューとし、栄養素はエネルギー600 kcal 前後、たんぱく質 20g前後、塩分 2g前後を目安とする。

(2) 特別食は、栄養素を調整した食事(タンパク質調整食など)又は形態を調整した食事(ムース食、軟菜など)とする。

3 献立は栄養士が監修する。

(配食の回数)

第6条 1 週あたりの配食回数は、地域包括支援センター等が利用者の状態をアセスメントし、介護予防プランにおいて計画する。

2 見守りを目的とする配食は、介護保険事業等による通所型サービス又は訪問型サービスを利用する曜日は対象とならない。

3 栄養改善を目的とする配食は、介護保険事業等による食事の提供を伴う通所型サービスを利用する曜日は対象とならない。

(利用者との契約)

第7条 サービス事業者へのサービス利用調整依頼は、介護予防プランを担当する地域包括支援センター等より行う。

2 サービス事業者は、次の各号に掲げる対応を行うものとする。

(1) サービス事業者は、サービスの提供を開始するにあたり、利用者と同意書又は契約書を交わさなければならない。

(2) サービス事業者は、利用者と前号の契約を交わしたとき、又は契約内容に変更があったときは、糸満市(介護長寿課)及び利用者の予防プランを担当する地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(料金等)

第8条 事業の委託料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 1食あたりの委託料は、普通食 820 円、特別食 920 円とする。

(2) サービス事業者は、毎月5日までに前月分の請求書及び実績報告書を市に提出しなければならない。

2 利用者負担額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 1食あたりの利用者負担額は、普通食 400 円、特別食 500 円とする。

(2) 利用者は、前号に定める利用者負担金を、サービス提供者に直接納付する。

- (3) サービス事業者は、前号で納付を受けた利用者負担金を、市が指定する期日までに納入しなければならない。

(サービス事業者の要件)

第9条 サービス事業者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 糸満市内に本社又は営業所を有すること。
- (2) 糸満市内全域に弁当の配達が可能であること。
- (3) 事業に必要な許可を得ていること。
- (4) 糸満市内において、2年以上配食サービスの事業実績があること。
- (5) 調理士及び管理栄養士の資格取得者を各1名以上有すること(フランチャイズ・システムによる事業活動形態の場合は、フランチャイザーが有している場合も可とする)。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の提供を申請した者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第1項第2号及び第6号に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (10) 本委託事業について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること
- (11) 利用者からの苦情等の相談体制があること。
- (12) 個人情報の取扱いに関する社内規定・マニュアル等を定めていること。
- (13) 定期的にサービス提供状況を点検し、必要に応じて改善を行うこと。

(台風時の対応)

第10条 台風時におけるサービスの提供は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 暴風警報発令中は、サービスの提供を休止する。
- (2) 暴風警報解除後、路線バスの運休が午前7時までに解除されない場合は、当該日の昼食は原則休止とする。ただし、暴風警報解除後の天候等によっては、この限りではない。
- (3) 暴風警報解除後、正午までに路線バスの運休が解除されない場合は、当該日の夕食は原則休止とする。ただし、暴風警報解除後の天候等によっては、この限りではない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。